

石狩市域における地域エネルギープラットフォーム構築 検討事業委託業務

報告書 (概要版)

令和6年1月
株式会社日本総合研究所

本報告書は、（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されたものです。

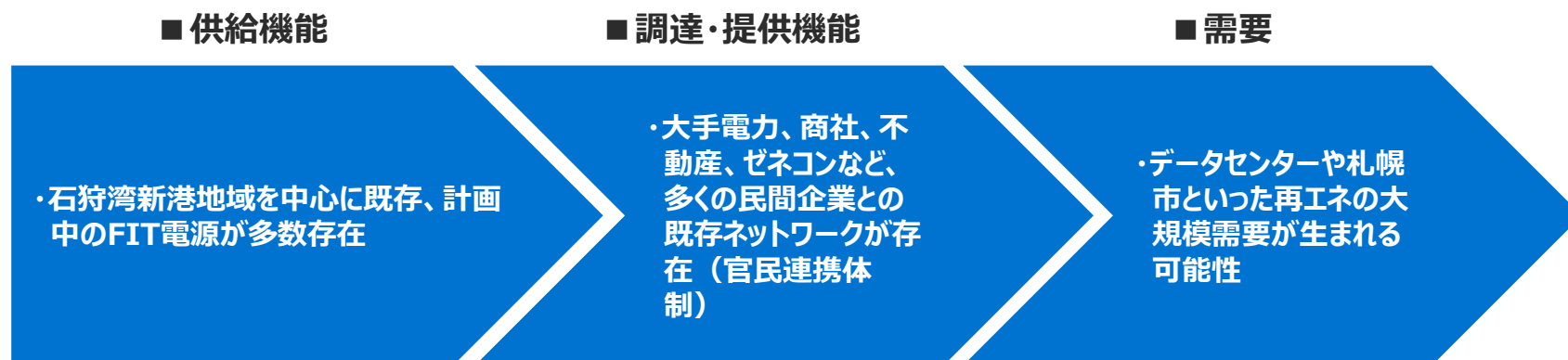
■目次

(1) 地域再エネ事業のコンセプトの整理	2
(2) エネルギー需給システムの検討	6
(3) 事業スキーム及び事業体の在り方の検討	13
(4) 関係者との協議会運営支援（関係者合意形成支援）	15
(5) 実施運営体制の構築支援	21

（１）地域再エネ事業のコンセプトの整理

(1) 地域再エネ事業のコンセプトの整理 ①地域特性の確認

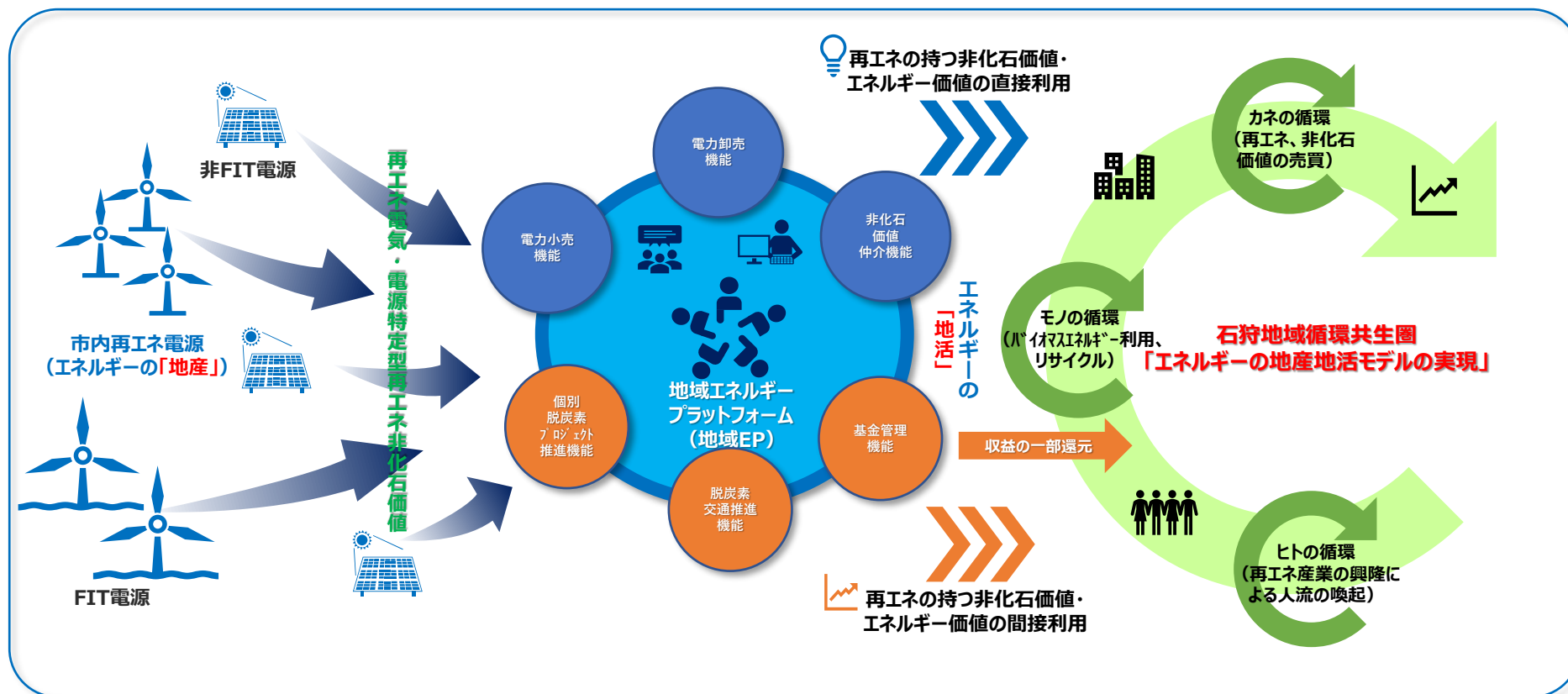
- 脱炭素における石狩市の地域特性から、エネルギー事業におけるサプライチェーンで整理した。



(1) 地域再エネ事業のコンセプトの整理 ② 目指すコンセプトのイメージ

- 石狩市の特性も踏まえたコンセプトを整理した。ポイントとしては、地域脱炭素化の取組を加速させるとともに、外部流出していた資金の地域内循環実現を目指すため地域エネルギープラットフォーム（通称：地域EP）の立ち上げを目指す。

事業のコンセプト

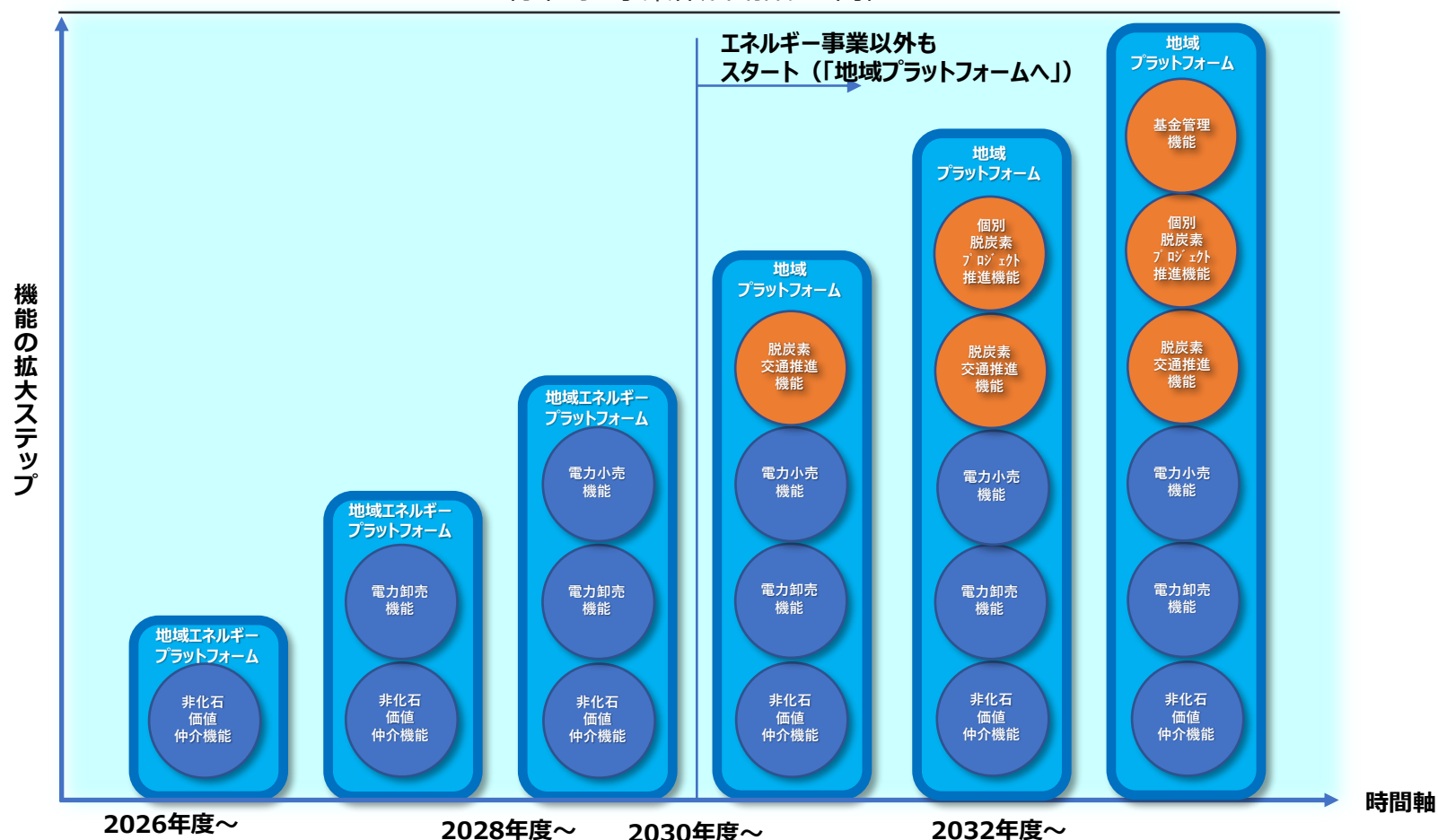


出所：各種資料をもとに株式会社日本総合研究所作成

(1) 地域再エネ事業のコンセプトの整理 ③将来的に事業体を目指す方向性

- 前頁コンセプト内の6つの機能のうち、まずは設立のハードルが低く（小売ライセンス不要、電力の同時同量への対応不要等）、かつエネルギーの地産地活に貢献する非化石価値仲介事業から開始することとする。
- 地域EPは、エネルギー関連、さらには地域課題解決に資する機能を徐々に付加する形で発展させていくことを目指す。具体的に付加する機能やタイミングは今後検討予定である。

将来的に事業体を目指す方向性



（２）エネルギー需給システムの検討

(2) エネルギー需給システムの検討 ①「エネルギー需給システム検討」に向けた方針

- 非化石証書取引は、電力取引とは異なり、需要と供給の同時同量を考慮する必要はないため、年間の需給全体のバランスを見て取引量を決定することとなる。
- FIT非化石証書取引事業を検討するにあたり、可能性のある需要量と供給量の推計を行い、その結果からFIT非化石証書調達量を推計した。

FIT非化石証書調達量の推計手順



(2) エネルギー需給システムの検討 ②事業概要の整理 (1/2)

- FIT非化石証書の仲介事業における仲介事業者の役割は、「FIT非化石証書をFIT発電事業者より非化石価値取引市場を介して調達し、当該非化石証書の権利を需要家へ移転する」ことである。

【事業フロー】※現行法に基づく整理

- ①FIT発電事業者とトラッキング割当に関する合意を取得する
- ②需要家とFIT非化石証書取引契約を締結する
- ③再エネ価値取引市場を介してトラッキング付きFIT非化石証書を購入する
- ④当該非化石証書の権利を需要家へ移転する

FIT非化石証書の仲介事業フロー



FIT非化石証書を購入する

・FIT発電事業者との合意形成

※当該発電所のトラッキング付きFIT非化石証書を取引することに関して合意形成を行う



・FIT非化石証書の購入

※非化石価値取引市場にて設備特定申請（非化石価値を産出した発電設備を特定した申請）するためには発電事業者にも参加してもらうあるいは発電事業者より委任を受ける必要がある。



FIT非化石証書の 権利を需要家へ移転する

・需要家との個別契約

※非化石証書を販売するにあたって需要家と個別契約を締結する。



・需要家への権利移転

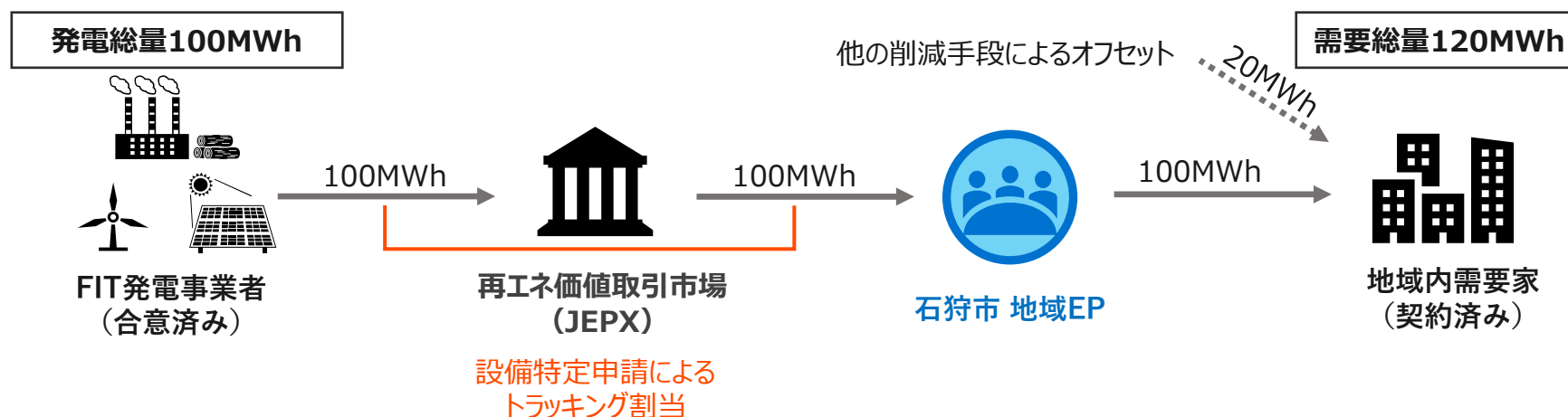
非化石価値取引市場における管理口座にて保有する非化石証書について、契約に応じた必要量分の権利を需要家へ移転する

(2) エネルギー需給システムの検討 ②事業概要の整理 (2/2)

【事業の考え方】

- 地域EPは、需要総量に合わせて非化石証書を調達することを前提とする。
- また、発電総量が需要総量に満たない場合は、地域EPは、調達可能な量（合意済みの発電総量）のみを需要家へ権利移転する形となる。そのため、需要家は、電力需要全量をオフセットしたい場合は、需要家自身で他の調達手段が必要となる。（下図参照）

FIT非化石証書の仲介事業の考え方



概要	- 仲介事業者は、発電総量分のFIT非化石証書を再エネ価値取引市場にて購入する。 - 合意済みの発電事業者による発電量は全て再エネ価値取引市場に供出され、仲介事業者はその全量を設備特定申請にてトラッキング情報割当する。
懸念事項	需要家は電力需要全量のFIT非化石証書を調達できないため、電力需要全量をオフセットしたい場合は、他の調達手段が必要となる。

出所：各種資料をもとに株式会社日本総合研究所作成

(2) エネルギー需給システムの検討 ③FIT非化石証書の需要量の推計

- 石狩市の年間電力消費量およびアンケート結果から得られた購入可能性のある事業者／自治体の年間電力消費量推計より、本事業における需要量を推計した。

需要量推計結果のまとめ

パターン	年間電力消費量 (kWh／年)
1. 石狩市内の購入可能性のある事業者の需要量の推計	122,236,209
2. 石狩市外の購入可能性のある自治体の需要量推計	715,132,595
3. 石狩市の需要量	14,061,898

石狩市内の需要家に限定した場合と石狩市外も含めた場合に分けて需要量を推計すると以下ようになる。

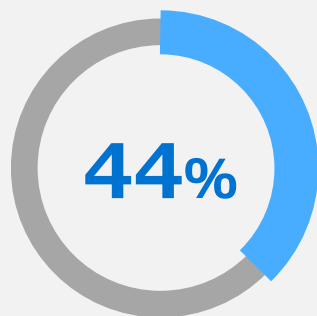
- 石狩市内の需要量 : 136,298,107 kWh/年 (推計式 : 1 + 3)
- 石狩市外も含む需要量 : 851,430,702 kWh/年 (推計式 : 1 + 2 + 3)

(2) エネルギー需給システムの検討 ④FIT非化石証書の供給量の推計

- 推計の結果、石狩市内の供給可能性（合意可能性）のある事業者の発電量は、約3.13億kWh/年となった。

1 石狩市内の合意可能性のある事業者の発電量推計

アンケート結果



合意可能性のある事業者の割合

アンケートにて、以下の回答をした事業者の割合

- ・ 再エネ特定卸供給契約がない
- ・ 非化石証書取引合意がない
- ・ 本事業に協力してよい



石狩市内の発電所のうち、40%が合意可能性のある発電所と仮定して、市内全域の発電量を推計する。

電源種別	総発電出力 (kW)	年間総発電量 (kWh/年) (※1)	発電所数	合意可能性のある発電所数	合意可能性のある年間総発電量 (kWh/年)
太陽光発電	27,423	34,832,695	29	12	14,413,529
風力発電	190,992	505,066,542	12	5	210,444,393
バイオマス発電	62,850	354,564,504	4	1	88,641,126
合計	281,265	894,494,655	45	18	313,499,048

出所：事業計画認定情報 公表用ウェブサイト (<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>)

(※1) 年間総発電量は設備利用率を以下と仮定の上、計算。

太陽光発電：14.5%、陸上風力発電：24.9%、洋上風力発電：35.0%、木質バイオマス発電：64.4%

北海道庁 北海道における新エネルギー導入拡大の取組 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/4/6/8/1/3/4/_/01_P1~16.pdf)

日本の平均設備利用率 (https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/202002_OffshorewindInfo.pdf)

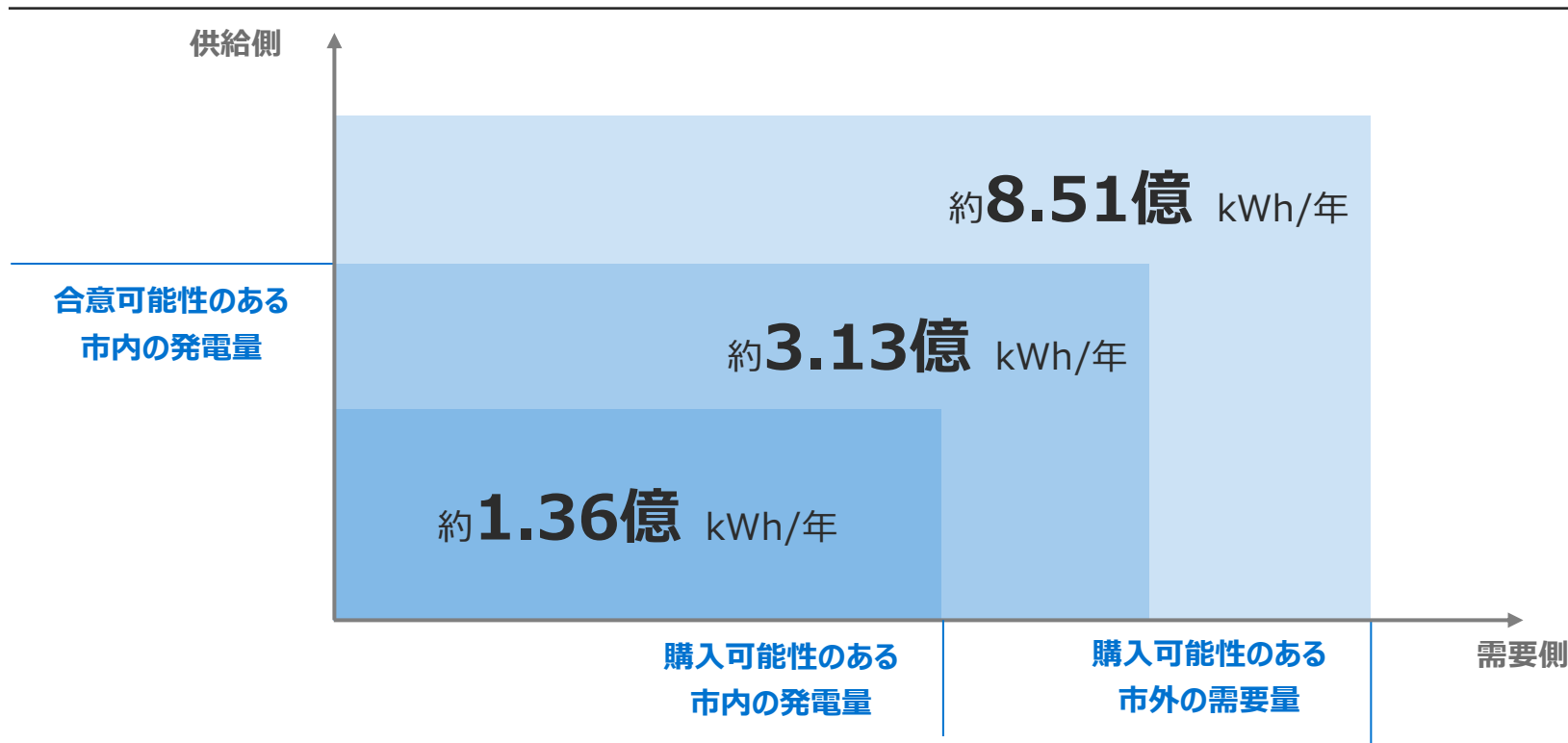
(2) エネルギー需給システムの検討 ⑤可能性のある非化石証書調達量

- 前述の需要・供給の推計の結果、非化石調達量は以下のような3段階に整理され、最大で約8.51億kWh/年の非化石証書調達量となった。

需要量と発電量の関係から可能性のある非化石証書調達量は3段階に区分できる。

- 購入可能性のある市内の需要量：136,298,107 kWh/年
- 合意可能性のある市内の発電量：313,499,048 kWh/年
- 購入可能性のある市外の需要量：851,430,702 kWh/年

可能性のある非化石証書調達量



（３）事業スキーム及び事業体の在り方の検討

(3) 事業スキーム及び事業体の在り方の検討 ③考えられる法人形態

- 地域EPは、JEPXの非化石価値取引会員となり、需要家の契約相手方となるため、法人格が必要である。6つの視点別に各法人形態を比較すると、資金需要が大きい場合、不特定多数からの資金調達が可能な点では株式会社望ましい。一方、そこまでの資金需要がない場合、機関設計等の自由度が高い点では合同会社が望ましい。

法人形態の比較

	営利法人		非営利法人			非法人
	①株式会社	②合同会社	③NPO法人	④一般社団法人	⑤一般財団法人	⑥LLP
出資者の責任範囲	○ ・ 有限責任（出資額の範囲に限定）	○ ・ 有限責任（出資額の範囲に限定）	—	—	—	○ ・ 有限責任（出資額の範囲に限定）
配当・持分・利益の分配方法	△ ・ 保有する株式に応じて配当	○（自由度高い） ・ 分配方法は自由に設定可能	—	—	—	○（自由度高い） ・ 分配方法は自由に設定可能
資金調達	◎ ・ 資金調達方法の選択肢が最多	○ ・ 株式の発行ができず、不特定多数からの資金調達は困難	△ ・ 株式の発行ができず、不特定多数からの資金調達は困難 ・ 融資が受けられない可能性大	△ ・ 株式の発行ができず、不特定多数からの資金調達は困難 ・ 融資が受けられない可能性大	△ ・ 株式の発行ができず、不特定多数からの資金調達は困難 ・ 融資が受けられない可能性大	○ ・ 株式の発行ができず、不特定多数からの資金調達は困難
機関設計	△（自由度低い） ・ 会社法で求められる機関設計が必要	◎（自由度高い） ・ 会社法の範囲内で自由に設定可能 ・ 業務執行社員は定款で定められる	○（自由度高い） ・ 社員総会の開催は必須	○（自由度高い） ・ 社員総会の開催は必須	○（自由度高い） ・ 社員総会の開催は必須	◎（自由度高い） ・ 総組合員の全員一致が原則だが、LLP契約において自由に定められる
設立費用	△（高い） ・ 約24万円	○（安い） ・ 約10万円	◎（安い） ・ 0円	○（安い） ・ 約11万円	○（安い） ・ 約11万円	◎（安い） ・ 6万円
事業体の決算に係る費用	△（高い） ・ 決算公告が必要	○（安い） ・ 決算公告不要	○（安い） ・ 決算公告不要	○（安い） ・ 決算公告不要	○（安い） ・ 決算公告不要	○（安い） ・ 決算公告不要

（４）関係者との協議会運営支援 （関係者合意形成支援）

（４）関係者との協議会運営支援（関係者合意形成支援） ①関係者との合意形成プロセスの全体像

- 本事業における関係者との合意形成にあたっては、以下のような前提条件のもと、行っていく必要があった。

①官民協力のもと事業体を設立するにあたっては、出来る限り透明性のあるプロセス（公募等）を踏むことが望ましい。

【透明性の確保】

②本事業（今年度事業）は、環境省の補助金を活用しており、令和6年1月の段階で「事業体設立に向けた本格的な準備」が整っている必要がある。【短期間での準備】

③実現を目指す非化石価値の仲介事業については、自治体が主導し、かつ地域の再エネ電源の非化石価値を地域で有効活用するスキームであり、国内でも初のモデルとなる。【前例のない官民連携スキームへの民間の関心喚起】

- （アンケート、ヒアリング等を実施したうえで）広く興味・関心のある事業者を募集、一堂に会する会議（＝協議会）を開催し、事業内容について説明、関係者間で議論する。

【協議会開催のメリット】

- ハードルを設けず広く周知することで透明性を確保しつつ、より多くの事業者が本事業への関心、参画意欲を高めることができる（門戸を広げ、出資・協力者が現れないことへのリスク回避）。
- 協議会を開催することで、事業に関する情報を一斉かつ正確に伝えることができ、短期間で事業体設立に向けた本格的な準備フェーズに入ることが可能となる。

(4) 関係者との協議会運営支援（関係者合意形成支援）②協議会の実施方針

- ・ 協議会は、下記の内容・方針に基づき実施した。
- ・ 募集数上限や業種については、事業の可能性を広げる点からも特段の制約は設けず幅広く募集した。
- ・ 開催方式としては、より多くの参加を募るため、現地・オンライン方式併用を採用した。

協議会の実施方針（全体概要）

項目	内容・方針
名称	石狩市地域エネルギープラットフォーム構築協議会
主催・事務局	石狩市（事務局支援：株式会社日本総合研究所）
開催方式	現地・オンライン併用（会場は札幌市内の貸会議室を手配）
実施回数、時期	・ 第1回：2023年11月下旬 ・ 第2回：2023年12月下旬
参加対象	・ 法人 ・ 特に制約は設けず（ただし、コンプライアンス上の一般的な排除規定等を示した、「石狩市地域エネルギープラットフォーム構築協議会規約」を設定）
参加者の人数制限	原則、現地での参加者は各社2名、オンライン参加者は各社最大3名
告知方法	・ 石狩市ホームページおよび株式会社日本総合研究所ホームページ ・ ヒアリング対象者（実施事業者）への個別案内

出所：株式会社日本総合研究所作成

(4) 関係者との協議会運営支援（関係者合意形成支援） ③協議会の実施概要（1/3）

- 第1回協議会は下記の概要で実施した。

第1回協議会の概要

日時	2023年11月28日（火） 13:30～14:30
場所	札幌市北区北7条西2-9 ベルヴェオフィス札幌 TKP札幌駅前カンファレンスセンター カンファレンスルーム2D
議題	■第1部：事業説明会（13:30～14:30） 1. 開会挨拶（石狩市） 2. 事業の目的、内容について 3. 質疑応答 ■第2部：名刺交換会（14:30～15:30）
参加人数	21名（11社）
主な意見	・ 資料P.6の令和5年度1月～2月に「②特に強い関心を示す事業者（事業パートナー）との個別交渉：1～2月」とあるが、発電事業者か、あるいは実施事業者か、どちらを想定しているか。 ・ まずはFIT非化石証書の仲介事業から始めて、今後事業を拡大していくとのことだが、今後の事業展開について（特にエネルギー事業以外について）詳しく教えてほしい。 ・ 「事業パートナー」とは共同実施者を指すのか、あるいは社外の業務委託者を指すのか。 ・ 資料P.4にて2028年度以降に電力卸売事業へ展開していく形となっているが、まずは再エネ電源の「地産」を先に進めていくイメージでよいのか。 ・ 電源と需要の規模感について分かる範囲で教えてほしい。また、地域EPに対する脱炭素先行地域の交付金活用の考えについて教えてほしい。

出所：株式会社日本総合研究所作成

(4) 関係者との協議会運営支援（関係者合意形成支援） ③協議会の実施概要（2/3）

- 第2回協議会は下記の概要で実施した。

第2回協議会の概要

日時	2023年12月22日（金）13:30～16:00
場所	札幌市北区北7条西2-9 ベルヴュオフィス札幌 TKP札幌駅前カンファレンスセンター カンファレンスルーム2D
議題	■第1部：事業説明会（13:30～15:00） - 開会挨拶（石狩市） - 事業の検討状況について - 本市が実現を目指す事業の方向性について - アンケート結果について - 事業採算性（概算）について - 質疑応答 ■第2部：個別意見交換会（自由懇談）（15:00～16:00）
参加人数	現地参加18名、WEB参加14名、計32名（14社）
主な意見	- 事業の将来の発展イメージについて、具体的な発展手法について確認したい。 - 令和5年度の1～2月に、特に強い関心を示す事業者と個別交渉を行うとのことだが、FIT非化石証書の仲介事業単体で、個別交渉を実施するという認識でよいのか。 - 事業体への関与度合を高めるために必要な条件として市の出資という意見があったが、現時点での市の考え方について確認したい。 - 既存の契約に対しては配慮があるものの、個別合意によるFIT非化石証書の優先割当は廃止となる予定とあったが、2026年度の事業開始を想定した場合、既存の個別合意契約が存在しないため、優先割当でFIT非化石証書を調達することが難しいのではないのか。

出所：株式会社日本総合研究所作成

(4) 関係者との協議会運営支援（関係者合意形成支援） ③協議会の実施概要（3/3）

第2回協議会の概要（前頁表の続き）

主な意見

- 事業採算性の試算において、発電事業者へFIT非化石証書の対価を支払っていないが、地域脱炭素の取組として無償で環境価値を提供してもらうという想定でよいのか。
- FIT非化石証書の仲介事業は、需要家が入札単価を指定し、地域エネルギープラットフォーム（以下、「地域EP」）は需要家の指値に応じて入札を行うという認識でよいのか。それとも、需要家が希望する調達量を確保することを地域EPが保証し、地域EPが入札単価を検討して入札を実施するのか確認したい。
- 2028年度以降を目安に電力卸売事業を開始する想定と認識しているが、電力卸売事業等、その他の事業を開始すると、事業採算性は今回の試算結果からは変わるという認識でよいのか。
- 発電所の規模は様々であり、特に発電電力量の規模が大きい事業者は道内に限らず道外への販売にも重きを置くなど、独自の考え方で取組を推進しているケースが多いと考えている。そのため、アンケート結果を用いて、発電所数の按分によってFIT非化石証書の供給量を推計する手法については違和感を覚える。
- 需要家向けのアンケートの回答では、他社より安くなければ石狩市再エネの環境価値を購入できないという意見があった。仲介手数料を0.145円/kWhとしているが、その単価設定にはシステム利用料の0.1円/kWhが大きく関わっていると思料する。システム利用料を0.1円/kWhとした妥当性を確認したい。また、システム利用料を下げるための考えがあれば教えてほしい。

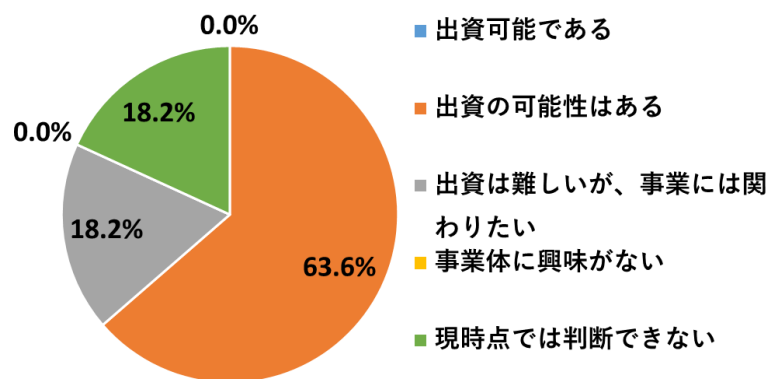
出所：株式会社日本総合研究所作成

（５）実施運営体制の構築支援

(5) 実施運営体制の構築支援 ①合意形成の状況（結果）

- 前述の協議会においては14社が参加し本事業への強い関心を示した。
- また、事業実施候補者に対する、アンケート調査やヒアリング調査においては、出資の可能性の意思を示した事業者は7社、出資は難しいが事業に関与したいと答えた事業者は2社にのぼった。
- さらに、市内のFIT発電事業者においても出資を希望する事業者も存在した。
- したがって、現時点において、今後の本格的な事業体設立に向けた協議開始の準備が整った状態と言える。

アンケート調査から得られた事業体への関与の可能性



■ 出資等の関与度合を高めるための条件

- リスクは特段見受けられず、弊社の既存のサービス提供の枠組みの中でご協力させて頂けることがあれば関与させて頂ければと思います。
- 自治体による出資 + 核となる地元有力企業の参画
- 関与範囲が広ければ広いほど関与度合いは高められる
- 出資に応じる企業社数が数社程度に抑えられていること（意思決定がスムーズに進む体制が構築できること。理想は3～5社、自治体・金融機関・民間企業1～3社）
- 具体的な役割、事業蓋然性の確認
- 第二段階以降の事業の具体化
- 市の出資参加

(5) 実施運営体制の構築支援 ②今後の事業体設立までの流れ (1/2)

- 今後の事業体設立までの流れは、以下のようなものを想定する。
- 本年度においては、有力な出資候補者との本格協議開始の準備を整えた。令和6～7年度にかけては、それらの事業者と、事業体設立に向けた詳細の準備を行っていく計画である。

■令和5年度（本年度）

- ①「石狩市地域エネルギープラットフォーム構築協議会」の開催（全2回）：11月28日、12月22日
- ②特に強い関心を示す事業者（事業パートナー）との個別交渉：1～2月
- ③事業体設立に向けた準備段階の体制構築：3月

■令和6年度（来年度） ※事業者の皆様との確認・調整フェーズ

- ①事業スキームの詳細確認
- ②事業計画の策定
- ③発電事業者との合意形成（トラッキング付非化石証書取得に向けての準備）
- ④需要家の確認
- ⑤事業採算性の詳細検討
- ⑥資金調達に向けた調整

■令和7年度（再来年度） ※事業者の皆様との確認・調整フェーズ

- ①出資、融資額等の確認
- ②会社設立準備（重要事項決定等）
- ③会社設立事務手続き（登記）
- ④JEPXへの申請・登録等
- ⑤会社内の必要システム等、準備

(5) 実施運営体制の構築支援 ②今後の事業体設立までの流れ (2/2)

今後の事業体設立までのスケジュールイメージ

	R5年度	R6年度				R7年度			
		上期 (4月～9月)		下期 (10月～3月)		上期 (4月～9月)		下期 (10月～3月)	
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
特に強い関心を示す事業者（事業パートナー）との個別交渉									
事業体設立に向けた準備段階の体制構築									
事業スキームの詳細確認									
事業計画の策定									
発電事業者との合意形成（トラッキング付非化石証書取得に向けての準備）									
需要家の確認									
事業採算性の詳細検討									
資金調達に向けた調整									
出資、融資額等の確認									
会社設立準備（重要事項決定等）									
会社設立事務手続き（登記）									
JEPXへの申請・登録等									
会社内の必要システム等、準備									
事業開始									

(5) 実施運営体制の構築支援 ④事業実現に向けた課題の整理 (1/6)

- ・ 実施運営体制の構築にあたっては、出資者、事業協力者となりうるプレイヤーに対するアンケート調査、ヒアリング調査、協議会での議論等を通じて、事業運営上の課題についての確認を行った。
- ・ ここでは、特に意見が多かった事業推進上の課題・リスクとなる、①制度変更リスク、②中長期的な事業体の発展性、③事業性の3つについて整理を行った。
- ・ なお、これらの課題については、その解決能力を、今後実施する事業パートナーの選定基準の一つとしていくことも視野に入れる。

①制度変更リスクについて

制度変更のリスクについては、アンケート調査やヒアリングにおいても確認が必要との意見があった。そこで、資源エネルギー庁へのヒアリングを通じ、実現を目指す事業に影響の大きい制度変更可能性に関する最新情報の整理を行った。

■論点1：

市内のFIT発電事業者との個別合意によるFIT非化石証書の確保（優先割当）が継続的にできるか。

→現時点での対応方針（想定される方向性）：

- ・ 個別合意によるFIT非化石証書の優先割当は廃止となる予定である。
- ・ 一方で、既に個別合意による優先割当を利用している場合は、経過措置を認められる可能性が高い。
- ・ 今後、（本市のような）個別合意によるFIT非化石証書の活用を見込んで、発電事業者との合意形成を進めている事業者や計画策定をしている事業者等に対しては、何らかの配慮を検討中である。

(5) 実施運営体制の構築支援 ④事業実現に向けた課題の整理 (2/6)

■課題2：

個別合意なしで、市場から直接、市内再エネ電源のFIT非化石証書を確保（優先割当）できるか。

→現時点での対応方針（想定される方向性）：

- 個別合意が廃止された場合、市場から調達する非化石証書は、都道府県レベルでの設備特定が可能である。
- 本市のように、市町村レベルでの設備特定ニーズが多数ある場合は市町村レベルでの特定ができるようにすることも検討する（設備IDによる設備の特定）。
- 市場調達以外で設備特定割当を行う方法は、小売電気事業者による再生可能エネルギーの特定卸供給となる。

■課題3：

市場における調達価格、量について（約定ルールについて）

→現時点での対応方針（想定される方向性）：

- 再エネ価値取引市場の最低価格及び最高価格に変更予定はない。
- 同価格での買入札量が売入札量を上回った場合には、入札量に応じた按分とする予定である。

(5) 実施運営体制の構築支援 ④事業実現に向けた課題の整理 (3/6)

②中長期的な事業体の発展性について

前述のとおり、設立を目指す事業体は、非化石証書の仲介業からスタートし、その後、電力の卸売・小売・発電事業等のエネルギーサービス、さらには交通関連等の地域課題解決型のサービス提供が可能な形で発展させていくことを目指す。

今後、これらのサービスの提供時期に合わせて、各サービスにおいて知見・ノウハウを有するとともに、本市への地域貢献への意欲の高い事業者と調整を進めていく予定である。

また、サービスの拡大に合わせてサービスの提供エリアの拡大（需要家の拡大）を図っていく計画も検討する。これにより、事業体で提供できないサービス（例：石狩にない再エネ電源の証書や電気の供給）に対応できるといった利点が生まれる。

(5) 実施運営体制の構築支援 ④事業実現に向けた課題の整理 (4/6)

③事業性について

①雇用について

事業体の最初の提供サービスとなる非化石価値の仲介については、外部のシステムを利用することを想定し、人的作業を行う部分が少ない。また、事業開始当初は事業規模も小さいことから、事業開始当初の常勤雇用は想定しない。

一方で、事業体は、将来的に非化石価値の仲介サービスの拡大、さらには他のエネルギーサービス等の取扱いも想定していることから、常勤雇用も視野に、雇用創出の面でも地域に裨益する形での事業構築を目指す。

②電源保有について

非化石価値ならびに将来的な電力の卸売や小売事業にあたっては、自主電源を持たない場合は、市場価格の影響を受けやすく収支が読みづらい面がある。一方で、再エネ電源を保有する際には、多額の資金調達が必要であるとともに、固定資産税や減価償却費などの負担が生じる側面もある。

今後、市場の長期的な推移、当初の非化石価値仲介サービスで積みあがる利益剰余金、エネルギーサービスの展開時期を踏まえ、再エネ電源の保有の可否、タイミングを検討していく。

(5) 実施運営体制の構築支援 ④事業実現に向けた課題の整理 (5/6)

3) 事業性について

③個別合意可能な発電事業者の開拓

本事業モデルは「地産地活」を基本としており、市内FIT電源のトラッキング付非化石証書が個別合意もしくは市場から確実に調達できることが前提となっている。

よって、市内FIT発電事業者に対して、構築する事業の意義、さらに事業体の信頼性等を理解いただいたうえで、個別合意を取っていく必要がある。

なお、個別合意の実現にあたっては、本市への地域貢献への協力に対する発信（例：市のホームページ等で協力事業者として公表）などが考えられる。また、今後、非化石価値の獲得について競争がより激しくなってきた場合は、発電事業者に対し、経済的なインセンティブの付与（例：0.01円/kWhの支払）なども検討していくことなどもありうる。

④非化石価値の購入者（需要家）の開拓

本事業は市内再エネ電源が持つ再エネ価値と、それを必要とする需要家をマッチングさせる事業でもある。よって、③における発電事業者側とともに、非化石価値を購入してもらえる需要家の開拓も事業実施のうえで重要な要素といえる。

特に、本市自身（市有施設等）が非化石価値を活用し積極的な脱炭素を図るとともに、市内事業者に脱炭素経営の重要性を認識してもらいながら、脱炭素経営のなかで非化石価値を有効な選択肢として普及させていく必要がある。また、今後は市内に留まることなく「地産他活」という形で、市外の自治体や事業者にも購入してもらえるよう発電事業者側の開拓（個別合意の拡大）も同時並行で進めていく必要がある。

（５）実施運営体制の構築支援 ④事業実現に向けた課題の整理（６/６）

３）事業性について（前頁つづき）

④非化石価値の購入者（需要家）の開拓

また、事業体の発展という点では、需要家を単純に増やすだけではなく（＝非化石価値の代理購入の量の拡大）、石狩にある再エネ電源やそこから生み出される電力の価値をブランド化し、非化石価値に付加価値を付けていく方向での検討も重要となる。

石狩市域における地域エネルギープラットフォーム構築
検討事業委託業務

報告書
(概要版)

令和6年1月

株式会社日本総合研究所
〒141-0022 東京都品川区東五反田2丁目18番1号